

制度の外から中へ

——学校教育と国籍制度を事例に——

崔 紗 華
三 宅 桃 花

1. はじめに

多くの人にとって、国籍を持つことは当たり前のことである。義務教育を受け、高校に進学し卒業するという人生も、多くの人を経験する当たり前のことであろう。そうした当たり前前に、疑いのまなざしを向けてみた人は、どれだけいるだろうか。

本稿は、学校教育制度、そして国民国家体制からの排除を経験した二人が、具体的にどのような排除を経験し、その排除をいかに受け止め、そしてその排除の経験を通じてどのような「生き方」を模索したのかを論じたものである。

それぞれ個別のエッセイになるくらいのボリュームだが、本稿はあえて異なる経験を一つのエッセイにすることとした。排除を経験した人にとって、「善い」人生とは何か、排除を経験したからこそ見える景色があるのではないかと、異なる経験であってもそこには何らかの共通点があるのではないかと考え、共同執筆という形をとった。また、研究者視点での論文という形をとらず、エッセイとして書き下ろしたのは、排除されてきた人々が見る世界を、当事者の視点から論じることに意味を見出したからである。

排除を経験した者は、誰もが孤独を経験する。本稿の執筆者である三宅にしても、崔にしても、問題が起こるたびに味方はいた。しかし、闘うのは「自分」である。いかなる人生を歩み、どういう人間として生きていくのか、それを考え行動するのは「自分」なのである。その意味で、排除された者は、孤独の闘いを続けざるを得ない。だからこそ、その孤独の経験を共有し、同じ共同体を構成するメンバーと、互いにエンパシーを持つ方法を検討したい。

人生に正解はない。しかしながら、時代ごとに共有される価値規範に基づいて「善い」生

き方は規定される。果たしてそれは誰にとって「善い」のか、そもそも「善い」生き方とは何か、なぜそれが「善い」とされているのか。基礎的ではあるが、近代以降形成されてきた学校教育と国籍をめぐる制度に対し、当事者の視点から批判的に検討したい。

本稿は五章から構成される。第一章は、本稿の問題意識や目的について、崔が執筆した。第二章は、三宅が高校を中退し高校卒業資格をもたない経験について論じる。第三章は、崔が朝鮮籍という事実上の無国籍であったときの経験を論じる。第四章では、筆者二人がそれぞれの視点から共通点を模索する。第五章は、筆者らの経験とそこから得られた共通点を踏まえ、今後の展望について三宅が論じる。

2. 学校教育からの離脱

私（三宅）は、高校を卒業していない。高校1年生で高校を中途退学した後、16歳で高等学校卒業程度認定試験（以下、高卒認定）に合格し、その資格を用いて大学に進学した。高校に在籍していないこと／高校卒業資格を持たないこと¹は、社会のルールに乗ることを格段に難しくする。それは、就労の問題だけではない。サービスを受けることや教育機会を得ること、人として信頼してもらうことさえも、資格の有無に影響を受ける。本章では、私自身の経験をもとに、高校に在籍していない人／高校卒業資格を持たない人が直面する問題を明らかにするとともに、その経験があったからこそ見えたものについて論じる。

2-1. 私が「高校生」ではなくなるまで

15歳の春、いわゆる「進学校」に入学した。小学生の頃から憧れていた高校で、必死に勉強して合格を掴み取った。しかし、入学して早々に日々大量に課される課題や進度が速い授業についていけなくなった。不眠や頭痛、腹痛、食欲不振に悩まされ、6月頃にうつ病と診断された。遅刻したり保健室を頼ったりしながら何とか高校に通い続けようとしたものの、病状は良くなりず欠席が増えるばかりであった。当然ながら出席日数は足りておらず、進級の危機が日に日に迫っていた。11月下旬、両親から「今後一度も休まずに授業に出席する」か「高校を中退して別の方法で学ぶ」という二つの選択肢を提案された。私は、「高校を中退して別の方法で学ぶ」ことを選んだ。前者を選択し、これから数ヶ月間無理をして出席し、何とか進級できたとしても、この生活をあと2年続けることは現実的に難しいとわかっていたからである。

「高校を中退して別の方法で学ぶ」ことには、いくつかの選択肢がある。はじめに、両親から通信制高校への編入を提案された。卒業すれば高校卒業資格を得られることはメリット

の一つであった。しかし、当時の私にとって、単位取得のためにレポートを提出することは避けたい行為であった。自分の能力を誰かに評価されるということからしばらく距離を置きたかった。それゆえ、通信制高校への編入という方法は選ぶことができなかった。

次に提案された方法が留学だった。海外で、現地の高校卒業資格の取得を目指すということである。この方法は、私の心を掴んで離さなかった。適応できなかった日本式の学校教育から離れられる。大学には行きたいという目標を叶える足掛かりにもなる。今思えば、心身の状態を度外視した安直な決断ではあったが、ひとまず留学する道を探ってみることにした。

3月31日付けで正式に高校を中退し、4月末、留学先へ旅立った。当初の計画では、5月から高校の新学期が始まる9月までは現地の語学学校で学び、9月から高校に入学しようとしていた。しかし、その計画はすぐに破綻した。生活スタイルの変化によって過度なストレスを受けてしまった。体重が目に見える形で減っていき、語学学校に通うこともままならなくなった。結局、1ヶ月で留学を断念し、日本に帰国することになった。

日本に帰国した後、私に残された方法は、高卒認定を利用して大学に進学することであった。大学を卒業することで、「高卒」をスキップし「大卒」になるということである。高卒認定で大学進学を目指すことは、リスクを伴う選択である。大学を卒業しなければ「中卒」扱いになる。社会からの目線は厳しく、就労や社会生活で不利益を被る可能性も否定できない。16歳ながら、人生のあらゆるリスクが頭に浮かんだ。しかし、当時は自分の人生の責任は全て引き受けるのが当然だと考えていた。その後、我が身に降りかかる出来事も知らずに、だ。

2-2. ただの16歳

高卒認定の合格と大学進学を目指し、大手予備校の高校中退者向けコースで勉強することにした。予備校に入学してからしばらくは、高卒認定の合格に向けて勉強していた。とは言うものの、授業に出席する回数は少なかった。代わりに、予備校のフリースペースで本を読んだり、チューターと話したりして過ごすことが多かった。「居場所」というほどの居心地の良さは感じられなかったし、誰かと仲良くなることもなかった。しかし、とりあえず行かなければならない場所があるということは、自分が高校に行っていないことに対する負い目を軽くしてくれた。

最初のうちは、いわゆる「なんちゃって制服」を着て通学していた。学校に適応できず高校を中退したわけだから、一見すると相反する行動である。今思い返せば、自らのアイデンティティの揺らぎから目を逸らしたい気持ちが強かったのだろう。高校生ではない。一応予備校に通っていて、フリーターではない。予備校生というのもしっくりこない。自分が何者

であるか簡潔に言い表す言葉を失い、ただの16歳としか言い表すことができなかった。それゆえ、せめて服装だけは年齢と対応するものを身につけ、それらしく振る舞っていたのだ。

ただ、予備校はあくまでも「予備校」であり、高校ではない。すなわち、高校に在籍する人と同じような身分を得られるわけではない。友人とテーマパークに遊びに行った日のことである。そこでは学生料金が設定してあったため、チケット売り場で予備校の塾生証を提示し、学生料金でチケットを購入しようとした。すると、チケット売り場のスタッフが「これはどういったところの学生証ですか？」と尋ねてきた。私は「通っている予備校のものです」と返事をした。詳細なやりとりは忘れてしまったが、スタッフは「本来ならば認められないが、今回に限って学生料金を適用する」といった趣旨のことを伝えてきた。その言葉を聞き、私は想定すらされていない存在なのだとショックを受けた。この一件があつてから、学生料金を使う可能性のある場所に足を運ばなくなった。実際は、学生料金を学校区分ではなく年齢で判断するケースや予備校の塾生証でも適用されるケースもある。学生料金がなければ、その商品やサービスに手が届かないというわけではない。だが、「ここでは使えるのだろうか」と不安を抱え、使えないことが分かった時に、その制度上で想定されていない存在であることを実感してしまうことが耐え難かった。

大学受験の際、高校に在籍していないこと／高校卒業資格を持たないことがより深刻な問題として立ちはだかった。予備校に入学してすぐの夏、高校2年生にあたる時期の話だ。8月、とある大学のオープンキャンパスに足を運んだ。その大学は、当時関心を持っていた分野について学ぶことができる学部を設置しており、私の目には魅力的に映っていた。ただ、その大学は人気校で学力試験では不安があつたため、総合型選抜入試で受験することを検討していた。ところが、入試要項の出願要件には高卒認定の扱いに関する記載が明記されていなかった。細かい注釈を見逃してしまっているのかと思い、受験相談ブースで直接尋ねてみた。返ってきた答えは、高卒認定合格者には出願資格がないということであつた。瞬時に悔しさと悲しさが込み上げてきた。ここでは、私は相手にされていないのだと思った。「多様な学生」を受け入れることを掲げる総合型選抜入試で、私は排除されたのだと悟った。今であれば、文部科学省が実施する試験によって、高校を卒業した者と「同等以上」の学力があると認められたことを意味する高卒認定を出願資格として認めず、教育機会を狭める出願要件に整合性を見出すことはできないと抗議するだろう。だが、当時は溢れた涙を拭いて、キャンパスを飛び出すことしかできなかった。

実際の受験でも、高校に在籍していないこと／高校卒業資格を持たないことによる不利益を被ったと思わざるを得ないことがあつた。受験生の夏頃、都内にある大学の総合型選抜入

試を受験することにした。徐々に学びへの意欲が回復し、将来の目標も見つかった。その大学は目標を叶えるのにとってつけの場所だったし、高卒認定でも出願することができた。予備校は総合型選抜入試の対策に力を入れていなかったため、短期で総合型選抜入試を専門にする塾に通って準備を進めた。一次選考は書類審査だった。入学志願書には、今までの経験を踏まえて大学で学びたいことや将来へのビジョンを熱く語った。正直なところ、競争率が高い大学ではなかったし、塾の講師にも太鼓判を押されていたため、一次選考は問題なく通過すると思っていた。

しかし、結果は一次選考で不合格であった。大学が公表している入試結果を確認すると、志願者 20 人に対して一次選考の通過者は 17 人だった。なぜ、不合格だったのかはわからない。単に志望理由が伝わりきらなかったのかもしれないし、活動の実績がなかったからかもしれない。大学に通い続けることが難しいと判断されたのかもしれないし、高卒認定の成績が評定換算された時の点数が他の受験者より低かったのかもしれない。ただ、一つ言えることは、「私」を証明する術を持ち合わせていなかったということである。輝かしい実績はないが、苦しい経験をしてきたからこそ創造できるものがあると思っていた。しかし、高校の推薦も公的な活動実績もないどこの誰かもわからない者は、強い熱意を語っても大学の理念に共感しても面接官に会うことすら叶わないのである。厳しい現実を突きつけられ、目の前が真っ黒になった。その一方で、「またこれか」という諦めも心の奥底で感じていた。

実際のところ、高卒認定で統合型選抜入試や自己推薦入試に合格する人もいる。それゆえ、必ず不合格になるというわけではない。しかし、高校による能力や人柄の保証を受けられないことによって、高校に在籍していない／高校卒業資格を持たない受験者が不利な立場に追いやられやすい構造が生み出されていると言える。

その後、一般入試で受験する方向に切り替えた。当時の私が証明し得るものは学力しかなかったからである。現役では志望した大学に受からず、もう 1 年受験勉強に専念することにした。コロナ禍だったこともあり、浪人期間中は自分自身と対話する時間が増えた。その中で、学校教育制度の狭間でもがいている人の力になりたいと、社会学や教育に強い関心を持つようになった。

2.3.「大学生」の特権

大学に入学して 3 年が経とうとしている。大学では、気の置けない友人や尊敬する先生に出会い、幅広く社会学や教育について学び、課外活動に熱中し、充実した日々を送っている。大学図書館に行けば膨大な図書に触れることができ、映画館では 1000 円で映画を観ることができる。就職活動で学歴を記入する際に「卒業した高校」が書けず困ることはあるが、さ

ほど大きな不利益は感じない。実に快適な生活だ。

しかし、ふとした瞬間にあの当時に引き戻される。それは、大学図書館に入館するために学生証をゲートのカードリーダーにかざした時や、大学を褒められて得意になっている時である。そして、当時の私が「私のことを忘れないでね」と言っているように思えて、心がキュッと締め付けられるような気持ちになるのだ。忘れるわけがないだろう、と思う。私はあの日の延長線上を生きているのだから。一方で、今の生活の快適さが、大学に在籍し身分を証明されていることによってもたらされたものである以上、あの当時私を苦しめていたものと共犯関係を結んでしまっているような思いがある。今も昔も、現実をひたむきに生きていることには変わりはない。しかし、以前は手にすることができなかった社会的な立場や恩恵を前に、「私は変わっていない」と言い切っても良いのだろうか、ためらいがある。

2.4. 「私が私である」こと

高校に在籍せず高校卒業資格を持たないからこそ、見えた世界もある。戸籍を持たない人、非正規滞在を余儀なくされている人、一条校以外の学校で学んだ人。制度の枠外に追いやられた人々のことを認識し、彼らが日々直面する困難を想像することができるようになった。何事もなく高校に通い続けそのまま大学に進学していたら、今も特権を無自覚に享受し続け、マイノリティに対する偏見を改めようともせず、それどころか自己責任の論理を押し付けていたかもしれない。

どのような集団に身を置くかによって身分は揺れ動く。いつでも自分を支えてくれるものであるとは限らない。確かに自分を支えてくれるのは、「私が私である」ことだ。私が私の足で歩み、私の頭で考え、私の心で感じてきたということ。そして、今ここに存在しているということ。今後どのような人生が待っているのかわからないが、「私が私である」ことを手放さずにいたい。

3. 朝鮮籍者の渡航事情

私（崔）は、生まれも育ちも日本だが、30年以上、無国籍者として生きてきた。無国籍者といってもその種類は多岐にわたるが、その中でも私は朝鮮籍という事実上の無国籍者（*de facto stateless*）に該当する（李 2021）。日本国内においては、特別永住という在留資格があるため、行政のサービスを受け、医療や福祉にアクセスすることに支障はない。朝鮮籍者にとって、最も大きな問題は国境を超えることである。無国籍である以上、自分の国を証明する手段がない。だから、常に疑いの目を向けられ、出入国の際に厳格な審査を受ける。そし

て、海外で何か問題が起きた際、自分を保護してくれる国はないに等しい。国籍があれば対象となる外交的保護も、無国籍者については常居国の裁量としてその可否が決まる。

では、無国籍者が海外に渡航する際、どのような旅券を用いるのか。無国籍者の中でも、朝鮮籍者に焦点をあててみる。朝鮮籍者が海外に渡航する際、用いる書類は二種類ある。一つは、日本の法務省が発行する再入国許可書だけを用いて渡航する方法である。国籍を証明する書類ではないが、ある種のパスポート代わりとしてこれを用いる。もう一つは、再入国許可書に加えて、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）²パスポートを併用することである。後述するが、朝鮮籍は北朝鮮籍ではない。しかし、朝鮮籍者は制度的に北朝鮮パスポートを申請し取得することができる。

いずれの方法をとっても、海外渡航をする際、問題が起こらないことはない。必ず何かが起こるといふ「臨戦態勢」の状態です。日本を出国し、外国に入国し、日本に再入国する。では、海外に渡航する際、朝鮮籍者という国民国家体制から弾かれる身には何が起きるのか。私の渡航経験を振り返りながら、朝鮮籍という立場だからこそ見えるものを考えてみたい。

3-1. 朝鮮籍者と再入国許可書

戦後、朝鮮籍者は一度日本を出たら、二度と日本に戻ってくることはできなかった。日本に定住していても、外国籍である以上、日本への再入国には許可が必要であったが、その許可さえも日本政府は認めてこなかったのである。しかしながら、1969年以降、少数ではあるが、朝鮮籍者の再入国が少しずつ許可されるようになった（Choi 2022）。さらに、1970年代の冷戦のデタントは、朝鮮籍者の移動の自由を促進するものとなった。当初は単発の再入国許可だったが、1970年代後半には数次再入国が許可され、制限的ではあるものの、朝鮮籍者の往復移動が可能となった。

私は20代半ばになるまで、パスポートを所持したことがなかった。渡航先からのビザさえあれば、図1にあるように、再入国許可書だけを用いて海外に行き、日本に戻ってくることができたからである。そうした方法で訪れた国は、アメリカ、北朝鮮、台湾、カナダである。再入国許可書は入国管理局が発行しているため、日本を出国する際に問題はない。問題は、海外の入国審査で起きる。海外に入国する際、審査官から必ずといっていいほど聞かれる質問がある。「なぜパスポートがないのか」。

私は、この質問を受けるたびに、在日コリアンの国籍と日本の外国人政策に関する歴史を説明する。そして、入国審査官からのさらなる質問に答える。審査

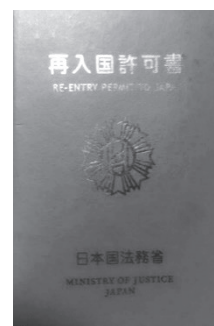


図1：入国管理局が発行した再入国許可書

には時間がかかるが、事前にビザを取得しているため、ほとんどの場合、入国は可能である。

ただし、パスポートがないことで受ける制約は大きい。たとえば、再入国許可書だけでは渡航できない国も複数ある。そして、本人の希望の如何にかかわらず、パスポートを取得するよう推奨される。また、免税店での買い物もできない。免税店は、パスポートに連動したシステムを取り入れており、パスポートがない人を顧客として念頭に置いていない。2009年、再入国許可書だけを用いて台湾に訪れた際、私は、免税店での購入資格がないことを知った。その時は、日本のパスポートを所持していた友人に頼らざるを得ず、代わりに商品を買ってもらった。

3-2. 朝鮮籍者と北朝鮮パスポート

朝鮮籍者が、北朝鮮パスポートを取得できるようになったのも1970年代である（「旅券および査証に関する規定」1974年、政務院決定第24号）。ただし、この時点では、旅券を申請し取得するためには、平壤^{ピョンヤン}まで行かなければならなかった。日本にあるいかなる在日朝鮮人団体も北朝鮮政府からの領事事務の委任を受けていなかったからであった。

しかし、1980年代、在日コリアンの日本での定住化が顕著となり、状況は一変する。1993年、北朝鮮政府はついに在日本朝鮮人総联合会（総連）に対し、領事事務を委任したのである（「朝鮮民主主義人民共和国旅券および査証に関する規定」1993年4月14日、政務院決定第27号）。以来、朝鮮籍者は総連を通じて日本で北朝鮮パスポートを申請し、取得できるようになった（図2）。

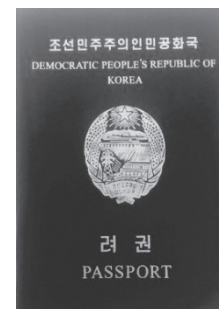


図2：朝鮮籍者が取得できる北朝鮮パスポート

ただし、ここで強調しておきたいことは、実務の観点から見れば、北朝鮮パスポートを所有している者は、即北朝鮮国籍者とはいえない点である。なぜなら、北朝鮮パスポートを取得する際、北朝鮮国民としての国民登録が必要とされていないからである。北朝鮮パスポートを申請する際、条件とされるのは再入国許可書の取得である。しかも、再入国許可書は北朝鮮政府が発行する書類ではない。日本の法務省が発行している渡航文書である。それに対し、日本や韓国のパスポートを取得する際には、必ず国民登録が必要となる。日本の場合は戸籍、韓国の場合は（在外）国民登録がなされたうえで家族関係登録簿に登載される必要がある。このように、北朝鮮パスポートは、国民登録と紐づいていないため、その取得が必ずしも国民登録と「イコール」でないことが窺える。

では、北朝鮮パスポートを用いて、海外を渡航する際にどのような問題が生じるのか。ビザの申請から海外に入国し、日本に再入国するまで順に述べていく。

・ビザの申請

2011年、それまでパスポートを取得してこなかった私が、初めてパスポートを取得することになった。卒業旅行先として予定していたフランスは、ビザの申請時にパスポートの提出を必須としていたからであった。そこで、私は北朝鮮パスポートを取得した。朝鮮籍の状態で、それ以外のパスポートを取得する手段はなかった。

パスポートさえあれば、フランスのビザの申請自体は可能である。フランスに入国するには、シェンゲンビザが必要である。シェンゲンビザは、1985年シェンゲン協定³の締結により導入された制度であり、主にEU諸国の国境管理を簡略化するために締結された協定である。シェンゲンビザを取得すれば、シェンゲン協定加盟国内であれば、訪問国ごとにビザを取得する必要がなく、加盟国への自由な移動が認められる。

ただし、シェンゲンビザを申請する際の負担は大きい。申請時に、シェンゲンビザ申請書、パスポート、再入国許可書、特別永住者証明書／在留カード、渡航目的を証明する書類（学会や滞在先からの招請状など）、航空券、宿泊先の証明、在職／在学証明書、給与額が示された書類、預金通帳（過去6か月から最新の記載）、旅程表、海外旅行保険への加入証明書、申請料など、提出書類の種類と量は多い。シェンゲン協定加盟国にとってリスクがないことを証明する必要があるのである。即ち、滞在先で何かあった際に自分ですべての費用を負担すること、移民・難民として滞在しないこと、再び日本に戻ってくることを証明しなければならない。ビザの許可がおりるまで、2週間から4週間はかかる。

多くの場合、在外公館を通じて日本でビザの申請が可能であるが、日本でビザの申請すらできない在外公館もある。たとえば、日本のフィリピン大使館では、北朝鮮パスポート保有者は、ビザの申請資格がない。2015年、フィリピンのセブ島で行われる友人の結婚式に参列するために、六本木にあるフィリピン大使館にビザの申請に向かったが、窓口で申請を拒否された。そして、北京にあるフィリピン大使館においてビザの申請手続きをとれというのだ。窓口で事情を説明しても取り合ってもらえなかった。その後、北京にある北朝鮮大使館に、代理申請をしてもらえないか問い合わせた。すると、「在日コリアンは全員日本在住なのだから、日本のフィリピン大使館で申請をしてください」という返答があった。制度への不理解はおろか、北朝鮮パスポート保有者に対する対応としても冷酷そのものであった。偶然にも、その友人にはフィリピン外務省に勤める友人がおり、フィリピン政府内で北朝鮮パスポート保有者のビザ申請手続きについて検討してもらうことができた。しかしながら、制度の壁は高く、一度決まったルールを短期間で変更することはできなかった。

そして、2018年、学会でニュージーランドを訪れることとなっていたが、ビザが発行当日の朝に降りたというドラマは今でも忘れない。

・日本での出国審査

北朝鮮パスポートを用いるときのハードルは、ビザの申請だけではない。日本を出国する際にも、様々な問題が生じる。

まず、日本では北朝鮮パスポートを使用できないという問題がある。日本が有効旅券として認めている旅券には、日本での出入国の記録はすべてそのパスポートに残される。言い換えると、日本政府が有効旅券として認めていないパスポートには、日本での出入国の記録は示されない。つまり、日本政府が国家として承認していない北朝鮮が発行したパスポートは、日本で有効旅券とみなされていないため、そこに日本での出入国の記録は一切示されない。日本で北朝鮮パスポートが有効旅券として認められるには、日本政府が北朝鮮を国家承認するか、あるいは台湾やパレスチナのように国家承認はしなくても、日本の政令でそれらの政府が発行した渡航書類を「旅券に相当する文書」⁴として指定する必要がある。

だから、朝鮮籍者は、日本での出入国の手続きをするために、再入国許可書を用いなければならない。そして私の場合は、渡航先の国に入国する際に、北朝鮮パスポートを用いるのである。

日本での出国審査の際、私は念のため、再入国許可書と北朝鮮パスポートの両方を入国審査官に提示している。経験のある入国審査官が担当すれば、北朝鮮パスポートはすぐに返却される。北朝鮮パスポートは、日本で使用できないことを熟知しているためだ。だが、2017年、ブラジルに行く際、珍しく新人の入国審査官にあたった。その審査官は、何も疑うことなく、北朝鮮パスポートに「出国」の記録をつけた。これが、後に大問題となる。

私は不思議に思ったものの、そのまま搭乗口まで向かった。すると、搭乗手続きが始まって間もなく、全館放送で私は何度も呼び出された。呼び出しを受けた私は、空港内の入国管理局の事務室でパスポートの再提示を求められた。その後、すぐにパスポートは返却されたが、返却されたパスポートには、出国記録の上に「VOID」という印が新たに追記されていた(図3)。有効ではない旅券に押ししてしまった出国記録を、入国管理局としてはなんとしても「無効」にしたかったのである。これを「無効」にしない限り、入国管理局が北朝鮮パスポートを有効旅券として認めた「証拠」になってしまう。北朝鮮パスポートには、日本政府によるいかなる痕跡も残さないというスタンスが如実に表れている。

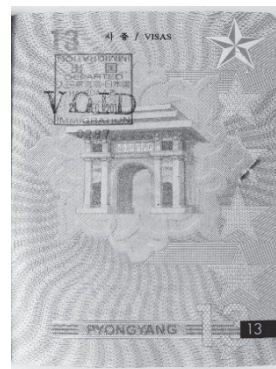


図3：入国管理局が北朝鮮旅券に誤って押した出国許可のスタンプ

さらに、朝鮮籍者の渡航の如何は、日朝関係に強く規定されるという問題もある。2016

年2月10日、日本政府が北朝鮮に対する独自制裁を発表した際、日本政府は朝鮮籍者に対し北朝鮮への渡航を自粛するように求めたのである。それは、まず再入国許可書に示された(図4)。さらに、羽田空港から出国する際、個別に呼び出され、「北朝鮮への渡航自粛要請」に関する説明を受け、その上で書類に署名するよう求められた。渡航先と渡航目的を聞かれ、予定しているスイス以外の国に行かないかを尋問された。つまり、私がスイスを経由して、北朝鮮を訪問しないか確認していたのである(とんだ遠回りである)⁵。「朝鮮籍=北朝鮮支持者」という日本政府の認識が、垣間見られた瞬間であった。

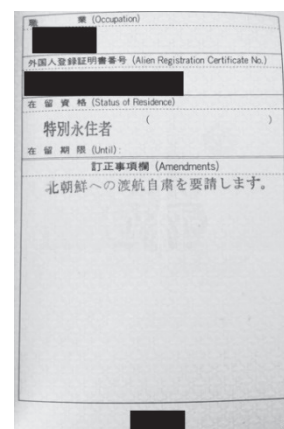


図4：再入国許可書に示された北朝鮮渡航自粛要請

・渡航先での入国審査

日本を出国できたら、次のハードルは渡航先の国での入国審査である。シェンゲン協定加盟国では、入国審査は、最初に入域した国で行われる。2016年、私はフィンランドのヘルシンキで乗り換えを行い、スイスに行った。最初の入域国であるフィンランドで入国手続きを取り、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査は行われないため、スイスでの入国審査はない。

シェンゲン協定加盟国内での移動を通じて、再度受け止めざるを得なかったのが、パスポートの序列であった。ヘルシンキ・ヴァンター空港では、入国手続きをする際に「自動化ゲート」というものがある。自動化ゲートの前には、必ず国旗が示されている。一番はじめに目に入るのは、日本と韓国の国旗、そしてEUの旗である。これらのパスポートを所持している人々は、入国審査官による入国審査ではなく、機械を通じて自分で入国手続きを済ませることができるのである。もちろん、そこに北朝鮮は含まれていない。だから、私は、審査官による入国審査を経なければならなかった。私がパスポートを提示すると、あまりの珍しさに毎回審査官が複数集う。そして、興味と嘲笑の混ざり合った「笑顔」で、私に質問を繰り返してくる。「でも、日本に住んでいるんだよね？」と。

・日本への再入国

外国人が日本に再入国する際、原則として渡航前に再入国許可を取得する必要がある。ただし、2014年から「みなし再入国許可」という制度が導入され、「出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要」とすることが規定された

(出入国在留管理庁 HP)。「みなし再入国許可」が適用されるためには、有効旅券と在留カードが必要である。容易に想像できるだろうが、有効旅券のない朝鮮籍者には、「みなし再入国許可」が適用されない。

2018年、学会でスイスに向かった私は、対北朝鮮制裁が続く日本に再入国した。もちろん、「みなし再入国許可」は適用されない。通常の再入国許可の手続きを踏み、今回に限ってはスーツケースと手荷物をすべて見せるよう指示された。スイスからの帰りだと伝えているにもかかわらず、北朝鮮からの物資が含まれていないかを確認しようとしていたのだろう。手荷物をこじ開けない限り、彼らの疑いは晴れないようである。

3-3. 朝鮮籍者と大韓民国旅行証明書

では、朝鮮籍者が韓国に渡航する際には、どのような書類を用いるのか。韓国で、北朝鮮パスポートは利用できない。なぜなら、大韓民国憲法第三条が韓国の領土を「韓半島とその付随島嶼」と定めているように、韓国にとって北朝鮮は自国領土だからである。未回収地域としての「北韓」は韓国の領土の一部であって国家ではない。また、朝鮮籍者は韓国民でもないため、韓国パスポートも発給されない。さらに、再入国許可書だけの渡航も韓国では許可されていない。いずれの渡航書類も韓国では使用できない。

その代わりに、朝鮮籍者が韓国に渡航する際、韓国政府が発給しているのが旅行証明書である(図5)。この旅行証明書は、あくまで韓国籍者に対し臨時で発給する単発の旅券である。単発である以上、朝鮮籍者は韓国に行くたびに毎回申請しなければならない。



図5：旅行証明書

問題は、この旅行証明書は、申請すれば必ず発給されるものではないという点である。発給の可否は、その時の南北関係に強く規定される。

旅行証明書は、法的に、北朝鮮との人的交流や協力を促進するために制定された「南北交流協力に関する法律」の第10条で定められている。同条は、大前提として、朝鮮籍者をすべて「北朝鮮人」とみなしている。朝鮮籍者が南北関係に関する法律に規定されること自体、恣意的な現状認識であると言わざるを得ないが、そうした法律の性質上、南北関係が悪化した際、旅行証明書は発給されづらい傾向にある。過去には、発給拒否された者が複数おり、中には裁判にまで至った事例もある。

興味深いことに、韓国政府は、朝鮮籍者が朝鮮半島出身者であることを否定していない。とはいえ、朝鮮籍者を韓国民としても扱わず、「完全な」外国人としても扱っていない。そうしたグレーゾーンに置かれた朝鮮籍者に保障される人権、韓国における国民の範囲は、その時の政権や政治的な状況によって、容易に揺れ動くのである。

3-4. 国籍と有効旅券の取得

無国籍である状態は、なにも悪いことばかりではない。国民国家体制から解放される、どの国にも所属しなくてよい自由を体現できた。

しかしながら、新型コロナウイルスの世界的拡大によって、自分自身の生き方が、再び問い直されるときが来た。多くの国が、国境を封鎖し、自国民を優先的に入国させる状況を目の当たりにした。国民国家が依然として普遍的な価値として共有されていることを強く認識した。

この時、朝鮮籍の私にとって、大きな壁となったのは、北朝鮮パスポートの更新ができなくなったことであった。総連の旅券担当者は、毎年平壤に赴き、パスポートの偽造防止などのプログラムを更新しに行く必要がある。どの国にも比べて国境封鎖を強化した北朝鮮では、総連の代表者はおろか、中国やロシアの在外自国民の入国さえも制限した。暫く様子を探り、国境管理が緩和されることを待っていたが、その間に私の北朝鮮パスポートは使用期限が切れた。

こうした状況を背景に、国籍の取得を決意せざるを得なかった。国民国家という呪縛からの解放を体現できることに、朝鮮籍であることの意味を見出してきた私にとっては、簡単な選択ではなかった。朝鮮籍者が、国籍を取得する場合、日本国籍または韓国籍が取得可能な国籍であったが、私は韓国籍を取得することとした⁶。そして、国籍の取得申請から約9か月を経て、私は大韓民国のパスポートを取得することとなった。

こうして、私は世界最低ランクのパスポートから、世界最高ランクのパスポートを所持することとなった。図6にあるように、2023年の世界パスポートランキングにおいて、北朝鮮のパスポートは第98位、韓国のパスポートは第3位となっている（The Henley Passport Index）。韓国パスポートは、世界191か国からビザなしで渡航することが認められている。

それだけではない。韓国パスポートを取得したことにより、これからヘルシンキ・ヴァンター空港の自動化ゲートを使用できる。さらに、日本に再入国する際も「みなし再入国許可」が適用される。

便利さと引き換えに、私は国民国家体制を支える一員になった。環境的制約が強いのかか

COUNTRY	RANK	ACCESS
Singapore	1	193
Japan	2	192
Finland	3	191
France	3	191
Germany	3	191
Italy	3	191
South Korea	3	191
Spain	3	191
Sweden	3	191
Austria	4	190
Denmark	4	190
Bangladesh	98	40
Libya	98	40
North Korea	98	40
Nepal	99	39
Palestinian Territ...	99	39
Somalia	100	35
Yemen	101	34
Pakistan	102	33
Iraq	103	30
Syria	104	28
Afghanistan	105	27

図6：2023年世界パスポートランキング（出典：The Henley Passport Index, Global Passport Ranking, <https://www.henleyglobal.com/passport-index/ranking>, 2023年11月24日閲覧）

る中ではあったが、最終的には自ら韓国籍の取得を選択した。制度に加担したことの「罪」は大きい。しかも、朝鮮半島の分断にも手を貸すことになった。今でも、国民国家を超える存在としてあり続けたい自分と、体制を支える者になってしまった自分との間で、葛藤を抱えている。

3-5. 朝鮮籍だから見えたもの

人類の長い歴史の中で、国民国家の歴史はたかだか 250 年程度である。人為的に作られた制度であるにもかかわらず、人々にとって国籍は絶対的なものかのようにつる。そして、国際社会における国家のクレディビリティが即個人の信頼度に変換され、国籍に基づいた序列が一方的に規定される。

しかし、制度からこぼれ落ちる無国籍だからこそ、見えたことは多い。国民国家という存在を相対化できたとき、国家も国籍も一つの考え方に過ぎないことを知った。そして、国民国家という呪縛から自分を解放できた。だから、国籍を取得することが絶対的な正解ではないと悟った。特に、無国籍の撲滅を推進する UNHCR の「#IBelong」キャンペーンに疑問を持ち、国連での価値規範が絶対的な正義ではないことを学んだ。また、朝鮮籍だからこそ、政治が渡航の自由という人権を侵す怖さを知った。最低ランクの北朝鮮パスポートを所有することで、信頼を得る難しさを学んだ。

さらに、生物学的に証明できないにもかかわらず、「日本人の肌にあったお化粧品」という売り文句の虚構性にもすぐに気がつくようになった。普通に考えれば、DNA、環境、ストレス、食べ物、年齢などによって肌状態は左右されるにもかかわらず、人為的につくられた「国籍」で肌を語ろうとすることには、疑問しかない。「国籍」は、肌まで作るのか、と。

数々の苦い経験は、間違いなく研究、授業、そして日常会話におけるネタになる。そう自分を説得しながら、自分の経験は無駄ではなかったと、与えてくれた困難にさえも今では感謝できる。制度の理不尽さに耐え、また乗り越えた数だけ強くなれる。そのようにいえるようになったのも、自分が制度の恩恵を最終的には享受する立場になったからにほかならない。

国民国家という制度を支える一員になっても、心は常に「無国籍」でいたい。便利さに甘んじて、無意識の排除を推し進めることは簡単だからである。

4. 排除と包摂を経験して

それぞれ、異なる経験ではあるものの、制度の枠の外から枠の中へと自らの身を置いた経験にいかなる共通点があるのか。本章では、それぞれの論考に対し、共通する点をそれぞれ

の視点から抽出してみたい。

4.1. 制度の外——排除という「自由」

無国籍者も高校に在籍しない人／高校卒業資格を持たない人も、一生その身分で生きることを強いられているわけではない。無国籍者は手続きを経て国籍を取得することができるし、高校に在籍しない人／高校卒業資格を持たない人は、高校に入学し卒業単位を取得すれば高校卒業資格を得ることができる。カーストや封建時代の身分制度とは違い、望めば自ら変えることができる身分だ。ならば、より便利で恩恵を受けられる身分に変わればいいと思うかもしれない。だが、実際はそう簡単な話ではない。崔が無国籍に「国民国家体制から解放される」という意味を見出していたように、あるいは私が心身の健康が脅かされたことによって、学校教育制度から距離を取らざるを得なかったように、それぞれの事情があってその身分を選択している。制度からこぼれ落ちてしまったとしても、その人にとって「大事なもの」を失わずに済む選択である。(三宅)

「望めば自ら変えることができる身分」なのであれば、制度からの排除は自己責任だという揶揄も容易に想像できる。しかしながら、学校教育から離れるという選択は、個人の耐性や未熟さに還元できる問題ではない。高校は義務教育ではないとはいえ、多くの場合、10代の若者にとって学校が生活に占める比重は大きく、学校以外に「居場所」を探すのは難しい。そのため、学校という存在は自明視され、学校教育そのものに疑問を持つ余地はほとんど許されない。国籍も同様である。生まれながらに国籍が付与されていれば、国籍制度そのものに疑問を持つものは多くない。しかし、残念ながらいずれの制度も完璧ではない。三宅が経験したように、学校では一定のスピード、学力の維持と向上が求められる。一度ルールから外れれば、その制度に再度適応するのは難しい。こうした学校が存在し続ける限り、排除はなくなる。むしろ、個人を救うことのできない、こぼれ落ちる存在を生み出し続けている制度にこそ歪みが存在していることにも、意識を向けるべきではないか。(崔)

4.2. 制度の中——包摂という「葛藤」

しかし、人生のある時点で、より便利で恩恵を受けられる身分に変わる選択をすることがある。崔にとっては韓国籍の取得、私にとっては大学進学という形で身分の変更が生じたことになった。両者に共通していたことは、今もその選択に葛藤を抱き続けているということであった。身分を変更し、制度に組み込まれることを崔は「罪」、私は「共犯関係」という近しい言葉で表現したことが印象深い。この葛藤から目を逸らすことは簡単である。制度の中に安住して、過去の自分を無かったことにすれば良いのだ。制度そのものの不備を認識せ

ず、マジョリティにだけ都合の良いことを支持すれば、ただ楽に生きることができるだろう。だが、私は葛藤から目を逸らさずに生きていきたい。崔の文章を読み、改めて強くそう思った。制度を自明視せず、そこにある排除を見逃さずにいたい。そして、今持っている特権を制度の枠外で不利益を被っている人の足元を照らすために使いたい。(三宅)

制度の不完全性を強く認識しつつも、筆者らは最終的には自らその制度に加担し、制度の恩恵を少なからず受けることを選択した。その選択に矛盾があることは、筆者らが誰よりも強く自覚している点である。だからこそ、筆者らが強く意識しているのは、自らの「特権性」である。三宅にとっては大学生という特権、崔にとっては国民／旅券保有者という特権である。誰もが「当たり前」のように持っているものでも、その特権を享受できない経験をしたからこそ、筆者らはそれが当たり前ではないと自覚できた。ただ、いかにその矛盾と折り合いをつけていくか、経験から得た学びを今後いかに社会に還元していくかが、課題として突きつけられている。そうしたプレッシャーとの闘いが、今後も続くのである。(崔)

5. おわりに

本稿では、筆者らの経験から制度のあり方を批判的に検討した。今日も社会のいたるところから、制度の外に追いやられ、不利益を被ることは本人の責任であるという声が聞こえる。制度から排除されたことがある人は、包摂されることを選んだ先でその選択に葛藤することになる。悩み苦しんでいるのは、いつでも制度から排除される側である。本当にそれで良いのだろうか。制度そのものの歪みに目を向けず、制度の外にいる人々に不当な扱いを強い続ける社会で良いのだろうか。筆者らは、制度からの排除を経験したからこそ、制度が絶対的なものではないことを知った。制度は人の手によって作られたものである。それゆえ、制度の不備を認識し、人の手によってより良いあり方に作り変えていくことができるはずだ。

一方で、制度は否が応でも誰かを排除してしまう。ただ包摂されることが、その人にとって「善い」選択であるとも限らない。重要なことは、資格があっても無くても、制度の中でも外でも、選択の自由が認められその人らしく生きられることである。

はじめに論じたように、排除を経験した者の経験を共有し、同じ共同体を構成するメンバーと互いにエンパシーを持つ方法を検討することが本稿の目的であった。私(三宅)は、過去の経験を当事者目線で論じることに躊躇いが無いわけでは無かった。所詮は、制度に包摂されたから言えることではないかという疑いがあったからだ。ただ、私の経験が、制度からの排除を経験した人にとっては今日を生き抜く材料に、排除を経験したことがない人にとっては自分には見えない誰かに対する想像力を持つきっかけになれば良いと思い、悩みながらも

素直に考えを言葉にした。本稿が、二者択一の価値観を超え、その人にとって「善い」人生を模索することができる社会を創造する一助になることを願う。

注

- 1 本稿では、高校に在籍していないこと／高校卒業資格を持たないことの二つの立場を併記する。なぜなら、本稿で扱う問題は、一方の立場が排除の理由とされるものもあれば、両方の立場が段階的に関わるものもあるからである。また、本稿では以下の二つを「資格」として捉える。一つ目は15歳から18歳の高校に通うとされる年齢で高校に在籍すること、二つ目は高校卒業資格を持っていること、あるいは高校卒業見込みであることである。
- 2 本稿では、政策を展開する主体として「北朝鮮」という言葉を用いる。「北朝鮮」という言葉を用いることに、筆者の政治的意図は含まれていない。
- 3 シェンゲン協定加盟国は、オーストリア、ベルギー、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイスである（ドイツ連邦共和国大使館総領事館 HP）。
- 4 1998年、出入国管理及び難民認定法の一部が改正された際、台湾とパレスチナは「政令で定める地域の権限のある機関」として指定された。そして、それらの機関が発行した渡航書類は、入管法上の旅券として取り扱われることとなった（出入国在留管理庁 HP）。
- 5 冷戦期に第三国経由で北朝鮮を訪問した日本人や在日コリアンが多数いたため、私にもスイス経由で北朝鮮を訪問しないか疑ったものと思われる。特に、2006年に^{マンギョンボン}万景峰号の日本への入港が禁止されて以降、日本から北朝鮮に直行できる手段もないため、なおさら第三国を経由した北朝鮮訪問が疑われたのだろう。
- 6 国籍の取得については、また別稿で論じたい。

参照文献

The Henley Passport Index, “Global Passport Ranking,” (Retrieved November 24, 2023, <https://www.henleyglobal.com/passport-index/ranking>).

出入国在留管理庁 HP, 「みなし再入国許可（入管法第26条の2）」『出入国在留管理庁』（https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/minashisainyukoku_00001.html, 2023年12月28日閲覧）。

出入国在留管理庁 HP, 「出入国管理及び難民認定法及び外国人登録法」『出入国在留管理庁』

(<https://www.moj.go.jp/isa/laws/kaisei.html>, 2023 年 12 月 28 日閲覧).

Choi, Safa, 2022, “Dilemmas of Re-entry Permission: Japan’s Border Control System during Détente in the Cold War,” *Journal of Japanology*, 57: 67-98.

李里花編著, 2021, 『朝鮮籍とは何か——トランスナショナルの視点から』明石書店.